

水道決算審査特別委員会会議録

平成13年6月11日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎野呂 民平 ○中川 靖広 村中 政昭
山本 直子 萬里川 美代子 喜多 郁子
吉川 勝義 小野議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是
収 入 役 中野 秀樹 総 務 部 長 植村 哲男
上下水道部長 辻 善次 上水道課長 御宮知 恒夫
同課長補佐 辻本 邦好 同 係 長 佐藤 滋生
下水道課長 田口 好夫
監査事務局書記 藤原 伸宏

3. 監査委員

代表監査委員 辰巳 忠次
監 査 委 員 松田 正

4. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同係長 上埜 幸弘

5. 審査事項

別紙の通り

議 長

(開会 午前9時00分)

本日、水道決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さんには早朝からご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から、本会議から付託を受けました認定第3号、平成12年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩をいたします。

議 長

再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長には野呂委員、副委員長には中川委員が互選されましたので、お二人にはよろしくお願いをいたします。

それでは、野呂委員には委員長席にお着きをいただきます。

暫時休憩をいたします。

委員長

再開いたします。

皆様のご推挙によりまして、水道決算審査特別委員会委員長を努めさせていただきます。中川副委員長とともに委員会の運営にあたらせていただきますので、皆様のご協力よろしくお願いをいたします。

理事者各位におかれましても的確な説明、答弁をされるよう努められ、スムーズな審査が出来ますようお願いをいたしておきます。

それでは、ここで署名委員を委員長において指名いたします。

村中委員、山本委員の両委員を指名いたします。両委員にはよろしくお願いをいたします。

始めに町長の挨拶をお受けします。町長

町 長

(町長あいさつ)

委員長

それでは、本会議から付託を受けました認定第3号、平成12年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

最初に、辰己代表監査委員さんから決算審査意見書に基づく報告を受けた後、委員皆さん方から意見書に対しておたずねしたいことがありましたらお受けしたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それではそのように進めてまいります。

委員長 まず、最初に辰己代表監査委員から審査結果に基づき、ご報告をお受けします。

意見書につきまして、2箇所ほど訂正をお願いいたします。

藤原監査書記 2頁でございますが、下から8行目、2, 6 1 8万7, 3 5 7円となっていますのを5, 1 4 3万2, 8 6 1円にご訂正お願いいたします。それから下1行目、減となっているというのを増となっているにご訂正お願いいたします。

(水道事業会計決算審査意見書により報告)

代表監査委員

今の報告につきまして、お聞きしたいことがあればお受けいたします。

委員長

私の方から少しお尋ねさせていただきます。

委員長

一つは、人事によりまして、収益が変動するということが指摘されておりますが、斑鳩町の給水収益は約7億6千万円程度ですね。これぐらいの事業規模でありましたら、人員として何人ぐらい必要であるのか。給水収益に対して総人件費は、だいたい何%位が適当なのかお判りでしたら教えていただきたい。

それから、給水収益が7億6, 2 0 0万円に対して支払利息が1億4 0 0万円あります。企業債が2 8億4, 0 0 0万円あるということ

になりますと、給水収益に対します利息は13.6%、それから給水収益に対します借金は3.73倍あると、利益にもよりますが、当町の借金はどれくらいに抑えるべきなのか、その辺の判断はどう考えたらいいか。

代表監査
委員

あまり決まりきったものというのではないと思うのですが、人員がどれほど必要かということは、会計の仕組みから見るのではなく、実際の業務の流れを見て判断されるべきであって、会計決算からは具体的なものは出てこないであろうと思います。人件費が非常に高かったら、それは過剰であるということになるでしょうが、あまりはっきりとした答は出ないであろうと思う。

人件比率でございますが、要するにどれだけ付加価値を稼いだかということになるのではないかと思います。7億いくらかの収益があって、52%の変動比率があるのですが、約3億7,800万、それだけが付加価値、要するに売上収益から仕入れ原価だけを引いたもの、これが3億いくらかと思うのですが、今職員15人ということですが、3億600万を15人で割りますと、1人あたりの付加価値については2,400万、2,400万を12か月で割りますと、月に1人あたり200万、一人あたりの付加価値としては非常に高い稼ぎをしている。人件費は今いくらか解りませんが、仮に30万~50万としたら、1人200万ほど稼いでいる、非常に稼ぎ高いことになろうかと思えます。それなのになぜ赤字なのかということですが、支払利息はどうかと委員長はおっしゃっておられますが、こういった公営企業では借入資本、要するに企業債、これは自己資本というように区分ではあがっているわけございまして、今現在貸借対照表には21億円の企業債がある。これだけ借金をしている。だから7億、8億の年間収益に対しまして、20億ということは3倍近い借入金があることになります。これが資本でなしに負債・借金と考えますと、普通の民間企業ではとても回りません。年間売り上げと同じぐらいの借金があれば回らないわけです。せいぜい3分の1くらいであろうと思います。普通民

間企業では売り上げ収益1割はなかなか上がらないわけです。1割の利益を上げるのに10億の売り上げをして1億の利益はなかなか出ません。ところが、今は超低利金利時代でございますが、昔は金利は1割かかるものだと言っていた。表面金利が7%、8%で借りていても必ず遊んだ資金が金融機関に残ってきますから、実質金利は1割近くになります。そうすると売上高と同じだけの借金があるとしますと、金利で1割とってしまいますから、年間と同じだけの借金があればとても回らない。先ほどいったように人件費の付加価値は非常に高いけれど、最終的になるまでに有利子の資本があるからかもしれません。

委員長

もう一点、損益分岐点の計算をされてますけれども、そうしますといわゆる固定費の圧縮とかは実際難しいと、そうなりますと供給水量が10%増が必要となる。これも今の人口増からいいますと非常に難しいという点がありますね。そうしますと収益について、給水原価でありますけれども、252円60銭ということですが、供給単価が228円72銭と、これで赤字ということになると思うのですが、そこで1トン毎に23円18銭の損になると、中身を見てみますと県水の単価が160円40銭と、それと自己水の単価が30円5銭ということですが、そういったしますとその差というものは非常に大きいと4千万円あまりの損失ということになりますと、それをカバーできる要素と言えば自己水を増すということしか利益がでる方法しかないのではないかと、他の経費を切りつめることはとてもじゃないけど難しいのではないかというように感じたのですが、その辺は県水としては一定の年数に割り当てがあって、使ってますから年度契約のものを払わなければならないとか、それと水の需要量で節水なんかをされた場合に誤差が生じるとかいう問題があるわけですが、何れにしても自己水の比率を収益をあげるためには、あげるべきではないかと、しかしそれは県との争いがありますから現実には難しいと、そういった点については抜本的な収益に対する改善という点のポイントというのは自己水にあると思うのですが、それは間違っているのでしょうか。

代表監査
委員

そのとおりだと思います。自己水の給水能力の面もありますが、それをなるべく自己水利率を高めるといふひとつ改善のポイントがあるように思います。ただ、あまり多く供給すると、井戸が枯渇してしまうとかいろいろな問題が出るというようなことをお聞きしております。その辺は技術的、科学的分析をしてもらわないといけないでしょうが、そういった自己水比率を高めていくというのは収支の改善の大きなポイントであろうと思います。

委員長

これをもって質疑を終了いたします。両監査委員さんにはあらかじめ決算審査意見書の報告の後、退席の申し入れがあります。それを許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。退席の申し出を許可いたします。辰己、木田両監査委員さんには水道決算審査にあたり、詳細なご報告をいただきましてありがとうございました。委員長として心からお礼申し上げます。暫時休憩をいたします。(午前9時53分)

(監査委員退席)

再開いたします。(午前10時05分)

それでは平成12年度斑鳩町水道事業会計決算の説明を受けることといたします。理事者の説明を求めます。要点を簡潔にお願いします。

委員長

認定第3号について、説明させていただきます。

(議案書を朗読)

それでは、水道事業決算書を説明させていただきます。

上下水道

まず、12頁の水道事業報告書から説明とさせていただきます。

部長

12頁をお願いします。まず、総括事項のア、の業務状況を朗読いたします。本年度の業務量では、給水戸数は前年度より14戸(0.1%)の増加で9,505戸となりました。一方年間給水量は368万5,571立方m、前年度は、388万3,564立方mで、前年度に比べて、19万7,993立方mの減少であります。年間有収水量は333万1,142立方m、前年度は340万9,160立方mで前年に比べて7万8,018立方mの減少であります。総有収水量は、昨年度に引き続き減少しており、とくに水使用節水器具の普及などにより減少しているものと推測しているところであります。又県水の受水量は、給水量の増加が見込めない中、今年度の契約受水量は261万立方mで前年度より3万立方m減少であります。大幅な給水量の減少により県水依存率は70.8%となり前年度68%に比べ2.8%の増加となりました。イ、建設改良費につきましては、14・15頁の建設改良工事の概要で説明させていただきます。14・15ページをお願いします。上水安全対策事業では高安西1丁目地内で私有地内に埋設してあった配水管の移設であります。配水管布設替測量設計業務委託料では、平成13年度施工予定の設計委託であります。公共下水道築造工事に伴う配水管移設工事では、興留6丁目・服部1・2丁目地内で6件の施工とその設計業務委託3件であります。

他の公共受託工事では稲葉車瀬1丁目地内の竜田川幹線管渠第3号工事に伴う配水管支障工事・目安2丁目地内における県営水道斑鳩線送水管工事に伴う導・配水管移設工事及び委託料・龍田南3丁目地内の道路改良に伴う配水管新設工事と第5次拡張事業に伴う舗装復旧工事であります。管延長1,346mの工事を行ない各地域への給水に必要な施設の整備に努めたところであります。また、施工にあたっては、震災等突発的な事故等による配水管事故での断水区域の範囲を出来る限り縮小するため管路のループ化及び仕切弁の設置等管網整備に努めたところであります。15ページの、浄水場整備事業費であります。第1浄水場は、昭和32年建設以来、整備・拡張をしながら安定給水に努めてきたところであります。個々施設の老朽化等に

より浄水処理効率の低下をきたしているのが現状であり、このことから今後も安全で安定した水の確保をし、ライフラインとしての自己水の確保は必須であることから、全面的な改修を行なうものであります。改修計画にあたりましては、

今日まで議会とも相談しながら種々協議検討して頂いてまいりましたが、公営企業としての独立採算制を基本に、環境にも配慮した浄水方法を採用することとし、現施設を稼働しながらの整備となることから平成13年度・14年度の2ヶ年事業で事業費総額6億9千万円で整備するものであり、その事前作業として地下埋設物及び土質調査を行ない、現在実施設計に着手しているところでありその調査費を執行しています。又、今後の整備計画を行なう中で北部配水池などの耐震診断を行なったところであります。浄水場設備改良費では、三井浄水場ろ過池の表洗管取替工事を行い浄水処理の効率化に努めたところであります。取水設備費では、幸前地内の第11号・目安2丁目地内宮の北・岡本地内13号及び阿波地内8号各取水井戸ポンプの入替等の整備を行ない自己水の確保と安定給水に努めたところであります。なお8号取水井戸のポンプの入替については予備ポンプで更新いたしております。

資料9で、平成3年度からの建設改良費等年度推移をグラフで現しておりますのでご参照ください。特に5・6・7年度の事業費合計の上がりには公共下水道事業に伴う管網整備であります。8・9・10年度につきましては第5次拡張事業によるものであります。8ページをお願いします。ウ、の財政状況につきましては朗読いたします。収益的収支の営業収支では、給水収益は2,2%1,697万4,637円減の7億6,189万6,057円になり、又、その他の営業収益では住宅減税は継続しているものの、大口径の水道の新規申込が減少し、1,538万4,250円前年度は1,951万6,829円で413万2,579円の減少となりました。しかし、営業費用の内受水費434万9,998円の減や修繕費の減、そして資産減耗費の減などにより、営業収支全体では、292万6,797円増の4,018万

6, 718円の営業利益となり、受取り利息や他会計補助金などの営業外収益を加え、企業債の支払利息1億404万4,068円などや特別損損失49万8,382円を差し引きした結果、3,158万7,347円の当年度純損失となりました。前年度は3,712万4,873円の純損失でありました。

資本的収支においては、収入総額1億3,349万9,450円、支出総額2億1,839万3,080円差引き8,489万3,630円の支出超過となり、この支出超過額は、損益勘定留保資金をもって補填したところであります。

以上が概況であります。創業時より稼動しています第1浄水場の全面更新につきましては、平成13年度から14年度の2ヶ年事業として計画しております。今後も第1浄水場はもとより諸施設の整備に多額の資金が必要と見込まれ、独立採算として運営を行なっていく公営企業の理念に基づき、国庫補助金や一般会計出資債の繰入れなど有利な資金を出来る限り採用するとともに、水道法の基本目的である清浄な飲料水の安定供給を図りながら、住民サービス向上に向けより一層努力していく考えであります。

13頁をお願いします。議会議決事項を説明します。認定第2号 平成11年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。報告第6号 平成11年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、第1浄水場整備計画で水道事業変更認可申請にあたり、浄水処理方法の変更を行なうには、約6ヶ月程度の実証実験及びそのデータが必要なことから、その業務委託につきまして、繰越計算書の報告を行なったものであります。議案第75号 平成12年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)については、上水道の高料金対策の一環として、上水道事業債の借換措置が許可されたことから資本的収入及び資本的支出で4,760万円の増額補正をお願いしたものであります。

議案第86号 平成12年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)については、人事院勧告による給与条例改正及び人事異動に伴う人件

費等の補正をお願いしたものであります。議案第11号 平成12年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)については、第1浄水場の浄水場整備事業費の工事請負費で7,000万円の減額補正をお願いしたものであります。議案第18号 平成13年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。いずれの議案についても満場一致で御承認をさせて頂いております。次に、職員の配置状況であります。業務で6名・工務給水で4名・浄水で2名の計12名と臨時職員として浄水で2名・業務で1名を採用しております。

16頁をお願いします。業務量に関する事項の説明をさせていただきます。行政区域内人口については、平成13年3月31日現在の人口であります。年度末契約件数については9,505件で昨年度より14件の増であります。昨年度は118件の増でありました。給水能力については、日当り、1万6千立方mとなっております。年間総給水量については、昨年度より19万7,993立方m減(昨年度は5万478立方mの減)の368万5,571立方mであります。昨年度より大きく減少しているのは、有収率が向上したことによるものであります。県水受水量については、昨年度より3万立方m減の261万立方mです。県水の受水量につきましては、責任水量制で、その年の年間水量を契約していることから、当初見込みより給水量が減少してもその契約水量分を受水しなくてはならないこととなっております。年間有収水量については、昨年度より7万8,018立方m減の333万1,142立方m(昨年度は4万5,279立方mの減)でありました、業務報告の中で説明はさせて頂いておりますが、今後の財政運営、特に県水の受水計画にも大きく左右することから、今後の推移を慎重に分析をする必要があると考えているところであります。

資料7で、平成7年度からの1戸当りの使用水量の推移を表に現しております。黒っぽい方が全体の平均で、その内いわゆる一般家庭用といっています口径13^{ミリ}・20^{ミリ}の推移であり、毎年減少傾向にはありますが、特に11年度からの下がりが大きくなっております。有

収率につきましては、今日まで監査委員、議会等から強くご指摘をいただいているところであり、昨年度は北部配水池系統の漏水調査でありましたが、今年度は全町的に広げ早期発見、早期補修に努め有収率向上に努めたところであります。その結果昨年より2.6%増の90.4%であります。有収率につきましては給水原価に大きく左右されることから、職員に対し漏水防止技術の取得及び町内パトロールの徹底と水道事業運営の基本及び企業会計としての認識の徹底、更に、指定業者に対してより一層の協力体制等有収率の向上に向け最善の努力しておりますので、よろしくご理解とご協力をお願いいたします。又、有収率向上対策の一環として老朽管の更新事業をで龍田西4丁目・稲葉西1丁目地内の竜田川沿いで計画をしておりましたが、河川敷での布設となることから河川管理者である県と協議をする中で平成13年度で実施することと致しております。

1日最大給水量は1万1,648立方mで昨年度より1,937立方mと大きく減少しているのは、2,000年問題での12月31日の給水量が増加したことによるものであります。一日平均給水量についても減少となっております。一人一日最大給水量及び平均給水量についても同様であります。自己原水取水量につきましては、昨年度より16万857立方m減の114万6,660立方mで給水量の減に伴い県水との契約水量受水したことにより減少しております。供給単価であります。1立方m当たり228円72銭で、前年度に対して26銭増額となっております。特に口径50mm・100mmの大口需要家の使用水量が増えたことによるものと考えております。給水原価につきましては、1立方m当たり252円60銭で、前年度に対して3円18銭の減であります。内容については、18頁の給水原価構成をご覧ください。特に、県水受水費・減価償却費は前年より増額しておりますが、人件費・修繕費・支払利息・資産減耗費・委託料等が主に減額となっております。

資料6で平成12年度給水原価内訳表で原価割合を円グラフで示させて頂いておりますのでご参照ください。

又、資料8で、平成3年度からの供給単価・給水原価等年度推移をグラフで示させていただいておりますのでご参照ください。特に、給水原価では平成6年度で県水の値上げによるものであります。供給単価では、平成6・10年度の料金改定によるものであります。自己水と県水の原価を分析しますと、資料3で、県営水道の原価は有収率の関係で160円43銭、自己水につきましては83円13銭であります。

次に、17頁の事業の収益及び費用に関する事項の水道事業収益であります。営業収益の給水収益は、有収水量の減によるものであります。受託工事収益では、消火栓設置ヶ所の減によるものであります。その他の営業収益では、給水申込の減によるものであります。営業外収益の受取り利息では、預入れ利息の減によるものであります。他会計補助金では、第4次拡張事業の償還金の3分1を一般会計からの補填して頂くものであります。高料金対策の一環として一部繰上げ償還したことにより減額となっております。雑収益では、配水管事故等による賠償金の減であります。

水道事業費用であります。原水及び浄水費では、人件費は増額となっております。委託料・修繕費・薬品費・受水費の減が主であります。

配水及び給水費では、有収率向上のために今年度は全町的に漏水調査を実施したことにより委託料では増額となっております。修繕費及び人件費等は減額となっております。受託工事費では、受託工事収益で説明させて頂きましたが、消火栓の設置ヶ所の減によるものであります。

総係費では、主に人件費の減であります。減価償却費では、管網整備等による増であります。資産減耗費では、主に機械及び装置の除却によるものであります。その他の営業費用では、材料の売却で今年度は未執行であります。営業外費用の、支払利息につきましては、主に上水道事業債の借換えを行なったことによる減であります。雑支出につきましては、消費税の特定収入分と配水管事故による弁償金であります。特別損失の過年度損益修正損では、過年度分水道料金徴収不能

額であります。資料4として平成12年度事業収益内訳表及び資料5として水道収支年度推移を円グラフで現しております。

次に18頁の事業収益構成比であります。ほぼ前年通りの構成比であります。給水原価構成では、16頁の給水原価で説明させていただいておりますので省略させていただきます。

次に19頁の固定資産の取得であります。構築物の管工事については、総延長1,938m（前年度は2,302m）の取得であります。

ろ過機能の維持を図るため三井浄水場ろ過池の表洗管取替工事を施工いたしております。機械及び装置については、取水井戸の水中ポンプ4箇所の入替等あります。量水器については入札により執行しています。

土地については、配水管の一部が私有地内に布設していたことから、この用地の取得費であります。内訳と致しましては、岡本地内で宅地13.47㎡ 単価坪当たり20万円で81万4,930円と分筆費用等登記費用で26万8千円と高安西1丁目地内で宅地5.3㎡ 分筆費用等登記費用で14万8,050円 用地費につきまして寄付をして頂いていることから受増財産として計上いたしております。建設仮勘定については、上水安全対策事業として計画をしております老朽管更新事業が13年度に施工・第1浄水場整備が14年度竣工となることから建設仮勘定として処理をしています。

20頁の重要な契約要旨であります。1千万以上の契約は4件あります。

次に21頁企業債及び一時借入金の概況であります。本年度末残高が21億260万9,103円あります。本年度借入高4,760万円は、上水道高料金対策の一環として上水道事業債の借換え措置が講じられたことにより、借換えを行なったものであります。一時借入金は行なっておりません。その他の会計処理に関する事項については、消費税の関係であります。資料2で消費税試算表を配布させて頂いておりますが、説明につきましては省略させていただきます。町の一般

会計から補助金及び手数料の充当であります。

以上が概況の報告でございます。

次に、諸表の説明に入らせて頂きます。

まず1～2頁をお開き下さい。収益的収入及支出についてでございます。まず収入の水道事業収益、予算額9億101万7千円に対しまして、決算額8億4,958万4,139円、差引5,143万2,861円の減となっております。第1項の営業収益で、予算額8億6,889万2千円に対しまして、決算額8億1,653万4,299円、差引き5,235万7,701円の減であり、事務費及び通水費等の手数料収入は増額となっておりますが、給水収益及び給水負担金は減額であります。第2項の営業外収益では、予算額3,202万5千円に対しまして、決算額3,304万9,840円で差し引き102万4,840円の増額であり、一般会計からの補助金は減額であります。第3項の特別利益では、予算額10万円に対しまして収入はございませんでした。

次に支出でございますが、予算額9億1,665万1千円に対し、決算額8億8,017万6,092円で3,647万4,908円の不用額となっております。又、地方公営企業法第26条第2項の規程による繰越額73万5千円につきましては、第1浄水場整備事業変更認可業務委託業務が実証実験データの添付が必要で、実証実験終了後変更認可手続となることから、昨年度に繰越の措置を行なったものであります。又、補正予算額644万5千円につきましては、12月議会でお願しました人件費の補正であります。第1項の営業費用では、予算額7億9,507万8千円に対しまして、決算額7億6,168万9,366円で差引き3,338万8,634円の不用額で、主に委託料・修繕費・県水受水費ほか経費節減に努めたところによるものであります。予備費支出額9万9千円につきましては、資産減耗費に充当で、流用資産増減額につきましては、企業債の借換措置に伴い利息分の流用措置を行なったものであります。第2項の営業外費用では、予算額1億1,969万4千円に対しまして、決算額1億1,797

万3, 393円で172万607円の不用額となっており、企業債利息の減であります。予備費支出額653万6千円につきましては、消費税確定に伴うものであります。

第3項特別損失では、予算額51万4千円に対しまして、決算額51万3, 333円で667円の不用額となっております。第4項の予備費では、136万5千円の不用額となっております。

次に4～5頁資本的収入及支出でございますが、資本的収入で予算額1億1, 567万8千円に対しまして決算額1億3, 349万9, 450円で1, 782万1, 450円の収入超過であります。第1項工事請負費では、予算額6, 807万8千円に対しまして決算額8, 589万9, 450円で差引き1, 782万1, 450円の収入超過となっており、加入分担金は減収であります。工事負担金の増額が主であります。第2項企業債では、6月議会で企業債の借換措置のお願いしたものであり、予算及び決算同額の4, 760万円であります。資本的支出では、予算額2億9, 154万2千円に対しまして、執行額が2億1, 839万3, 080円で、地方公営企業法第26条の規程による繰越額2, 152万5千円を差引き5, 162万3, 920円の不用額となっております。繰越額につきましては、第1浄水場整備計画に伴う実施設計委託を行なっており、工期が3月6日～7月31日であることから繰り越しの措置をさせて頂いたものであります。第1項建設改良費では1億7, 882万円に対しまして決算額1億567万1, 167円であります。7, 000万円の補正につきましては第1浄水場整備に伴い、不用となっている県水受水池及び北配水池の撤去費用を計上いたしておりましたが、新たに建設する施設の構造等との関係から、建設と同時に発注することとしたことにより、3月議会で減額の補正をお願いしたものであります。流用増減額17万3千円につきましては、借換措置の日数の関係で流用を行なっております。第2項企業債償還金では、予算額1億1, 272万2千円に対しまして決算額1億1, 272万1, 913円で差引き87円の不用額となっております。補正予算額につきましては収入と同様であります。ま

た、表の欄外に書いていますように資本的収入決算額と資本的支出決算額の差、すなわち不足額8,489万3,630円につきましては損益勘定留保資金で補填したところであります。

次に6頁の損益計算書の説明を致します。

営業収益7億7,802万7,557円、営業費用7億3,784万839円で差引き4,018万6,718円が営業利益でございます。

次に営業外収益3,304万2,985円、営業外費用1億431万8,668円を差引き致しますとマイナス7,127万5,683円となり、そして営業利益から営業外損失を差引き致しますと、3,108万8,965円が経常損失ということでございます。それから6番の特別損失でございますが過年度分水道料金徴収不能額ということで落させていただいた分で、平成6年度分49万8,382円、を差引き致しますと3,158万7,347円のマイナスとなります。これが本年度純損失ということでございます。前年度繰越利益剰余金4,569万5,797円を差引き、当年度未処分利益剰余金が1,410万8,450円となります。

次に7頁、剰余金計算書でございますがまず利益剰余金の部で、前年度同額の減債積立金1,445万円、利益積立金1,223万円、建設改良積立金1億5千万円で積立金合計が1億7,668万円であります。

未処分利益剰余金と致しまして、繰越利益剰余金年度末残高は、4,569万5,797円で、当年度純損失3,158万7,347円を差引き致しますと当年度未処分利益剰余金の合計額が1,410万8,450円でございます。

次に、資本剰余金の部でございますが、工事負担金、これは配水管布設工事に係るものでございますが、前年度末残高が28億9,196万2,792円、そして当年度発生額8,180万9千円、これは右側に記載しております工事負担金と加入分担金でございます。

この結果、本年度末残高は29億7,377万1,792円となりま

す。

国庫補助金で前年度末残高1,640万7,147円で当年度発生高につきましては今年度国庫補助事業がなかったことから、当年度末残高も同額であります。受贈財産評価額であります。宅地造成工事等に伴います配水管敷設工事につきましては、受託事業として行なわれてまいりましたが、設計審査及び竣工検査のみを町で行なうこととし、竣工検査後、町に配水管の移管となることからこのような措置をさせていただいております。前年度末残高863万2千円に、当年度発生高1,506万9,700円で当年度末残高が2,370万1,700円となり、その結果、翌年度繰越資本剰余金30億1,388万635円であります。

次に8～9頁 平成13年3月31日現在の貸借対照表でございますが、まず8頁資産の部であります有形固定資産の合計額が50億5,099万4,338円となっております。内訳でございますが、土地4億3,354万8,784円、建物2億3,653万4,495円、構築物39億2,731万8,166円、機械及装置4億992万1,772円、車両及運搬具208万9,000円、工具器具及備品263万1,831円、量水器2,917万8,290円、建設仮勘定977万2千円でございます。(明細については28～29頁をご参照下さい。)

次に、無形固定資産として電話加入権が25万500円でございます。これらを合わせて固定資産が50億5,124万4,838円でございます。次に、流動資産でございますがまず現金及び預金が4億3,434万8,838円でございます。内、定期預金として奈良県農業協同組合に3億9千万円、(株)南都銀行法隆寺支店に2千万円を普通預金で(株)南都銀行法隆寺支店に2,434万8,838円を預けております。未収金は、1億7,043万6,816円でこの内訳の主なものがございますが、37頁をご覧下さい。給水収益いわゆる料金収入で2・3月分調定分で、2月調定は4月納期・3月調定は5月納期となっていることから現年度未収金として1億1,991万

4, 935円、過年度分342万7, 544円で納期内納付、特に口座振替えの推進に努力していきたいと考えております。受託工事収益未収金で61万4, 250円で、これは消火栓設置工事費であります。その他の営業収益未収金では、324万8, 700円でこれは配水管移設工事にかかる下水道課等からの事務費及び通水費でございます。その他営業外未収金71万7, 937円は、一般会計からの、消火栓維持管理費の後期分でございます。

工事負担金未収金で4, 251万3, 450円は、これは公共下水道事業等の公共工事に伴います移設工事負担金であります。

8頁に戻って下さい。貯蔵品668万9, 577円、これはメーター及び修理用材料でございます。それから保管有価証券10万円は出納事務取扱金融機関補償金でございます。そして前払金9万1千万円、これらを合わせまして流動資産合計が6億1, 166万6, 231円となり、資産合計が56億6, 291万1, 069円となります。

次に9頁 負債の部でございますが、未払金1億3, 129万8, 817円となっております。この内訳の主なものでございますが、37頁をご覧ください。営業未払金4, 407万9, 994円で、主なものは、3月分県水受水費、電気代、薬品費、各種点検委託料及び修繕費であります。建設改良未払金8, 404万7, 723円で、公共下水道事業に伴う敷設替等の補償工事費が主でございます。未払消費税317万1, 100円でございます。

9頁に戻って下さい。前受金は、33万5, 597円で、これは転出等による水道料金、給水予納金等でございます。それから、預り金と致しまして13万5, 021円、これは検針業務を委託致しておりますので、その補償金10万円と宅造の配水管工事申込金の未清算分として預かっているものでございます。また預り有価証券10万円につきましては、出納事務取扱金融機関補償金を有価証券で預かっている分で、これらを合わせまして、流動負債の合計が1億3, 186万9, 435円でございます。

次に資本の部でございますが、自己資本金2億2, 376万3, 4

46円、これは、水道が一般会計から企業会計に切り替った時の分を資本金に充当されているものに一般会計からの出資金及び積立金処分額を加えたものであります。さらに借り入れ資本金21億260万9,103円は企業債でございますして30～31頁に明細書を添付しております。

これ等合わせて資本金合計23億2,637万2,549円になります。剰余金でございますが、資本金剰余金合計30億1,388万635円でございますして、利益剰余金と致しまして減債積立金1,445万円利益積立金1,223万円建設改良積立金1億5千万円そして年度末未処分利益剰余金1,410万8,450円でございます。そして利益剰余金合計と致しまして資本金剰余金と利益剰余金を足しまして32億466万9,085円となります。それから、資本合計と致しまして資本金合計23億2,637万2,549円と剰余金合計32億466万9,085円を加えまして55億3,104万1,634円となります。

負債資本合計と致しまして流動負債合計と資本合計を足しまして56億6,291万1,069円となります。以上で、平成12年度水道事業会計の決算書類の説明とさせていただきますが、本決算につきましては、辰巳・松田両監査委員さんには、慎重なご審査をお受けし、ご意見もいただいております、この中で特に、会計処理等でのご意見も頂いております、このことを十分心して改善出来るものは早期に改善を行ない、今後検討をしなければならないものについては、他市町村等の実態等研究をしながら改善に向け努力していきたいと考えているところであります。

今後も経営の合理化、最小の経費で最大の効果を上げ、安全で安定した水道水の供給に向けより一層努力してまいりたい所存でございますのでよろしくご審査賜りご承認頂きますようお願い申し上げます。

説明が終了しましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

委員長

資料の自己水の現状で、第1浄水場の関係の井戸で予備で置いてあるのはなぜか。

中川委員

6号井、7号井、9号井については、予備として農水のために使っています。

上下水道課長

目安と補償契約の経緯がある。予備の井戸についても水質検査を行い、第1浄水場の取水能力が下がってきたときには、それらも取り入れるように調査もしております。現状は農業用水ということでさせていただきます。

上下水道部長

企業会計、水道の方から農業だけのためにこの3つの井戸を利用しているということですか。

中川委員

当初、宮の北、一の坪は元々目安が、大和川の井堰がありまして、その井堰の補償で目安がこの井戸を掘られた。それを町の水道が使わせてもらっていると、その時の灌漑用水の補償として現在そういう措置を行っているということです。

上下水道部長

それと水道とは別だと思う。それにかかる経費は一般会計から出すとか、水道と農業に使う水とは別ではないですか。

中川委員

当初宮の北の取水井戸を使うにあたる時の補償です。あくまでも水道を受水するための補償ということになっていますので、それは水道の費用としてそれなりの負担をさせていただきます。

上下水道部長

その井戸は水道に使っていないのでしょうか。

一の坪、宮の北については目安が掘られた井戸を町が水道として持っている、その補償として今現在そうになっています。

中川委員

年間総給水量が197,993立方メートル減少しているに対して、
上下水道 県水は3万立方メートル減らしていますけれど、割合からいってもっ
部長 と減らす契約ができなかったのかどうか。

中川委員

当時は自己水そのものがなかなか出てこないということもあって、
一番大きな問題は昭和53年に水に塩分が含まれていると、県から指
摘を受けました。そういうことを踏まえると安全で清浄でいいのは県
町 長 水ではないかと、しかし県水ばかりに依存することは難しい問題があ
るということで、要請はしてきたわけです。いずれにしても一番難し
いのは水が減ってきて、今県水を減らしたらいいということですが、
県は計画を立てていますから、一気に10万トン減らしてくれと言っ
たところで、県としても斑鳩町が万が一のことがあっても知りません
よということになってきますから、だいたい5万、6万を無理矢理減
らしていただくと、恐らく13年度は18万トンを減らせていただい
た。そういう経過で、ここ当分は安定していますけれど、以前決算と
か議会で皆さんと協議する中で、自己水が確保できるのは65%がい
っぱいいっぱいである。しかしこれから自己水をつくっていくのにポ
ンプが砂を嚙んだりいろんな関係で大変難しい状態になっているとい
うことも踏まえて、いろんな経過があるわけです。

中川委員が言うように今の状態であれば当然そういう形になるの
ですが、一気にそういう形にはならない。努力はいたしますが、県との
関係がありますのでご了解いただきたい。

町長の説明の中でそんだけ減らすのやったら、斑鳩町は知らんとい
うようなことは実際言われるのか。

それは言いませんけれど、大滝ダムにこれだけのお金をかけながら、
中川委員 県もかなりの赤字ですから、いずれにしても県水も値上げはします。
14年になるのか15年になるのか、大滝ダムにあれだけ投資して、

町 長

斑鳩ブランチをして、絶対に断水しても水は絶対大丈夫だという保証はしていますから。そういうことで県と末端市町村の合意事項と言いますか、ケースバイケースで絶対はないとは言えませんが、しかしルールというものがあると思います。

現在稼働している井戸はどれか。また稼働していない井戸の補修はされているのか。1号井から4号井までの間、たとえば阿波に残っている分についてはどうされるのか。

村中委員

それから、意見書の中にも自己水を考えてはということが書いてあるのですが、そうした中で県水の依存率が71.8%ということですので、30%弱が自己水ということになっていますけれど、もう少し自己水を上げるという形を考えてはどうか。というのは自己水はかなり1トン当たり安く計上されておりますし、三井浄水場もかなり資本投資をしている中で自己水をもう少し検討されては如何なものか。

それと、3年続けて赤字ということで、料金改定のことについて伺いたい。

有形固定資産明細書の中で、機械及び装置のところで増加額と減少額が挙がっておりますが、それがどういう形でこうなっているのか。

それから、口径別の使用水量のところで、全体の使用水量は減っているのですが、50ミリだけが前年度より増えています。この理由は何か。

それと、有収率、これはばらつきはあるのですが、なぜこうなるのか。

それと過年度分の滞納額3,427,544円あるわけですが、これについての徴収計画はどうされているか。過年度分についての給水停止これはどの程度までされているのか。

それから、第5次拡張事業の引き続きとして第1浄水場をどのように計画されようとしているのか。

それから、監査委員の意見の中で、棚卸し資産、固定資産の取得、廃棄除去等の監査委員の改善を求められていることについてどのよう

に対処されようとしているのか。

以上のことについてお尋ねいたします。

まず1点目ですが、第1浄水場については5号井、一の坪、宮の北、8号井を使っています。三井については10号、11号、12号、13号を使っております。現在阿波の所の井戸についてはそのまま置いた状態になっております。

上水道課
長

2点目の県水と自己水の考え方ではありますが、第1浄水場については日約3,000トンの能力があり、三井では2,400トン上がっており、それで自己水の確保を努力してまいりたい。

料金改定の件については、平成10年度に料金改定を実施したところではありますが、水道としては4年に1回の見直しをしていきたいという考えを持っております。

有収率の関係ではありますが、10年11年の時については浄水場の配水池の流量計を更新したという関係があるかと思いますが、それと漏水調査をやっていったという中で、漏水個所の修理によって、12年度は有収率が上がったのではないかと考えております。

未収金の件につきましては、現在4か月の滞納を目処に給水停止を行っており、月に2,3件ございます。それと転出されて住民登録がない場合は困難なときもありますが、それについては十分気を付けて努力しております。

上水道課
長補佐

第1浄水場の整備計画ですが、第1浄水場の浄水の変更ということで、急速ろ過方法から生物処理と活性炭処理を含めた高度浄水方式を行うということで、認可の変更業務を行うにあたりまして、平成12年2月から9月まで約8ヶ月間実証実験を行いまして、それによる各社の処理フローで当町の水質に適しました維持管理面、経済的にも配慮したという中で検討を行いまして、認可の変更を本年3月21日に許可を得たところであります。現在実施設計の発注を行っておりまして7月には設計が完了し、8月頃に入札を行い平成15年4月には供

用開始をしてまいりたいと考えております。

固定資産明細のところでございますが、減少額については減価償却費でございます。

それと50mmの増加の分については、今年度ふれあい交流センターができておりますので、その分でございます。

上下水道
部長

それと、意見書の監査委員の意見につきましては、1点目の棚卸し資産、固定資産の取得及び廃棄除去についての管理者の決裁については、棚卸し資産については管理者の決裁を取っておりますが、一部除却資産については管理者の決裁が抜けておりまして、これについては12年度付けで処理をさせていただいております。これについては今後改めていきたいと考えています。試算表等の関係につきましても、今現在電算システムの会社と見積を徴収しておりまして、かなり金額が上がってきますので、平成13年度の補正予算の中では対応できないということで、14年度の当初予算に計上しながらソフトの変更をしていこうという計画をしております。その辺も併せながら他町村の状況も参考にしながら、整備をしていきたいと考えております。

それと、固定資産の取得価格に加算する付随費用の範囲の明確化ですが、今まで分筆費用とかその辺の費用について範囲を明確にしていこうと考えております。

それと、修繕費の関係ですが、我々としては費用として一度に落とすということよりも年々償却した方が安定的な経営になると考えておりまして、法的には20万円未満は収益的支出で計上し、20万円以上は償却資産にと言われておりまして、監査委員のと言われておりますとおり企業会計として明確になっておりませんので、難しい面もありますが、その辺十分研究してまいりたいと考えております。

特にポンプの関係につきましては、去年の委員会で審議願いまして、定率法に変えさせていただいた関係もありますが、ポンプは耐用年数が15年となっておりますが、これにつきましても減価償却の改正が出てきておりまして、それを何年にするかということで、管理者との

間で定められるような規定も設けられるような状況になってきておりますので、その辺管理者と協議して検討していきたいと思っております。

有収率については平成10年、11年でかなり減っています。これは平成9年6月に北部系統の流量計を変えております。それと平成10年に第5次拡張事業で新配水池の流量計を新たに設置しております。流量計については何十年放置してきたものを更新した中で、カウントがかなり精密にカウントされておりますので、その辺で減ったということで、これは前回前々回の監査とか議会でも協議させていただいておりますが、それが今回12年度については漏水を調査する中で、漏水を減らしてきたということで、今後もこの数字にとどまらなく有収率の向上に最善の努力をしていきたいと考えております。

料金改定につきましては、4年に1回の見直しということで今日まで来ておまして、これにつきましても現在利益剰余金が1千万円という中で、来年度も赤字であれば当然マイナスになって来ることとなります。それと今後の水道の利用がこのような状態であれば恐らくあまり望めない。監査委員が指摘しておりますように節水してもらっているのに値上げをするのは如何なものかということもありますが、企業会計として安定経営を心がけていかなければならいのと、これから老朽化していく施設の整備も必要になるので、加入分担金の見直しも必要になってくると考えています。その辺は今後委員会でご相談申し上げながら料金改定について検討してまいりたいと考えております。

要は赤字を少しでも少なくしていくという考え方から、第1浄水場で日3,000トン、三井で2,4000トン、合計5,400トンということですが、最高日量11,000トン、そしたら約半分の水が自己水でいけるということになるわけですね。半分はいかなくても約4割はいけるという仮定ができるわけです。今約30%ですけれども、約4割までは自己水でいけるのではないかという計算になってきます。そうすると、かなり赤字額が減ってくるのではないかと思います。

村中委員

すが、その辺どのように考えておられるのか。

それから、もし日最大11,000トンを超えた場合、自己水を汲み上げるに際してどこまで井戸の補修点検をされているのか。

それと、給水停止されている件数はどれくらいあるのか聞かせて下さい。

先ほどの町長の答弁でもありますように、県水との今日までの覚え書き等もございます。その辺の計画を切ることもできませんので、今年は減らさせていただきましたけれど、基本としては県水の依存率を65%程度で予算を計上させていただいております。

上下水道
部長

それと、取水井戸を365日同じ井戸をフル稼働していたら、かなり寿命も短くなります。その寿命的にどういうふうにしていくのかということがあり、常に点検に心がけできるだけ延命化を図っていくことに努力してまいりたいと考えております。

平成10年度でしたら142万トンの自己水を確保しています。これがここ最近の最高です。今現在安全性を考慮して131万トンの予算を組まさせていただいておりますが、いろんな状態を見ながら、また皆さんに迷惑をかけないような安全性も考えながら、今回現実に決算を終える中で12万トンの県水を減らすということにつきまして、それを自己水で調整させていただいたということです。

給水停止につきましても4か月で給水停止にいたしますが、それまでもいろいろ督促等喚起をしております。すぐに停止するのではなくその辺十分調整しながらしております。

給水停止をしているのは転出されている状態の方がほとんどで月に1件か2件です。

1時まで休憩いたします。（午後0時）

上水道課
長

再開いたします。（午後1時00分）

委員長 まず監査報告にもありますように、実際の稼働年数が法定耐用年数の半分以上であるという指摘をされておりますが、これはどういうことなのか、何が原因でそんなに早く使えなくなるのか。

吉川委員 特に監査委員からご指摘を受けたのは取水井戸のポンプを言われておりまして、現実には5年から7年、短ければ3年ということでありませう。法定では15年ですが、この辺をもう少し研究されたいということでありませう。これにつきましては、現在耐用年数の関係で通達も来ております。その中で配水管については種別によって変わってまいりますが、全て40年ということでは改正されております。その中で取水井戸のポンプは15年は持たないのが現状です。その辺については今後管理者とその辺の実態を踏まえながら協議できるようになっております。今現在我々としても今日までポンプの寿命の推移を調査しながら、4年にするのか5年にするのかということでは、現在検討させていただきまして、早急に耐用年数の変更をしていきたいと考えております。

原因としては井戸のポンプだけが、井戸の状態によって砂が上がるとかの関係で持たないことがあります。地下から汲み上げることによってかなりの不純物がありますのでその傷みも早いということでは。

ポンプを購入するときに、斑鳩町はこういう状態であると、それに対応できるポンプを研究して購入しておられるのか。耐用年数だけ下げてもらっても実際に使うポンプを買って、仮に塩気のあるところだったら鉄分は早く摩耗しますから、違う製品に変えるとか研究をしてポンプの使用年数を増やしてもらおうよう研究してもらいたい。

それから職員の平均給与を出してもらったわけですが、これを見ても上水道課が極めて高いものになっております。これは3、4年前になるとは思いますが、私が前にも指摘したのですがその時も一番高かったわけでは。ここには臨時職員は入っておりませんが、12名に押さえ

てこれだけの給与になる。15名になったら下がるかと言ったらそうでもないと思う。これに対して町長以下どう考えておられるのかお聞きしたい。

町長 何れにいたしましても、上水道課は技術的な面を持ったものの職員の配属をしてまいりますと、すぐに採用した者がここにいいのかということになってまいります。平均的に12名の中で非常に技術的に高い職員がおられるということ踏まえて、若い者を配属していった方がいいのか、今後ともそういう点については研究課題であろうと思います。

難しい問題だろうとは思いますが、企業会計は別ですので、給料が高いと料金に跳ね返ってきますので、今後考えられる範囲で配慮をお願いしたいと思う。

吉川委員 次に、年間給水量が年々低下しております。これについて今後の見通しも含めてどう考えておられるのか。

上下水道部長 確かに給水量は減ってきています。これらについては当初説明させていただいていますように、節水器具というものが原因していると思われましても、今後の見通しにつきましてはなかなか難しい問題がありまして、県の総合計画とかその辺とも踏まえながら1人あたりの水量につきましても、たとえば入浴の水量、特にシャワーの使用量は伸びてこないと言われていています。それと水洗便所の使用につきましても節水型がこれから普及してくると思われ、一般家庭用については恐らく伸びてこないと思われまします。斑鳩町の人口の伸びもあまりありませんので恐らく給水の伸びは減ってくるであろうと予想されています。ただ、2千何年以降は若干上がっていくであろうと、我々としても長期計画に当たりまして平成26年までの長期計画を立てておりますけれども、その辺も十分加味しながら財政計画等を立てていきたいと考えております。ここ2、3年につきましては恐らく今年と同

じ程度減ってくるだろうと予測しております。

吉川委員

前の質問者と離れる点もありますが、確かに監査委員の損益分岐点の分析を見ますと、私は考えが違いますが、自己水1立方メートル当たり単価28円、県水162円ということになっていますけれど、自己水の計算については、先ほど部長から説明してもらった83円が妥当ではないかと思うのですけれども、簡単に言いますと県水が160円、自己水は83円というこで約半分でいけると、だから自己水を増やして県水を減らしたらある程度赤字は減らせる。計算は簡単だと思う。しかし、私は今度の第1浄水場を大きな費用をかけて改修される。今仮に新しい井戸を掘ろうと思ったら、掘らしてくれるかどうかという問題もあるし、また斑鳩町は塩分の関係もあるし、補償の関係もあるので、私はそう簡単には自己水を増やして県水を減らせということにはつながらないのではないかと思うのです。町の考え方を聞かせて下さい。

町長

吉川委員のご指摘の通りだと思います。この関係については斑鳩の教訓というのは、塩分で昭和54年か55年に県から指摘を受けて、こういう水を供給していいのかという議論から、大がかりに第4次拡張に入っていったということを踏まえますと、やっぱり斑鳩町の場合は全て井戸の場合は補償の問題、あるいは必ずいい水が出るかと言ったら安全が確保できません。そういうことを考えますと、確かに安く安全で美味しい水を供給できたら一番いいのですが、そういう保証がないとなれば、現状から見ると県水18万トン減らしていますものの、そういうことくらいしか精一杯であろうと、自己水に依存するのは難しいというか、万が一問題が起こったときに、55年にそういうことが起こっているのではないかと、また井戸を掘ってまでいかなくてもいけないのかということになってまいりますし、県としてもそういう計画に則って水が絶対に供給できるように大滝ダムにあれだけの投資をかけながら、何れにしましても県水としても現在145円で

ありますけれども、恐らく県としては大滝ダムが完成した後に値上げをされてくると思います。その時に町としても今4年に1回ということでございますけれど、平成10年に値上げをさせていただいて、今の現状から考えますと、県水の値上げの動向を見ながら町としても検討していきたいと考えております。

未収金についてですが、過年度分は解るのですが、現年度分ではこの中でどれくらいの滞納額がありますか。

12年度分の滞納分は現在3,40万程度だと思います。

吉川委員

過年度分を合わせますと380万円くらいになるかと思いますが、これも難しい問題があるかと思いますが、回を重ねて徴収に努力していただいて、是非とも減らしていただくよう要望しておきたいと思います。

吉川委員

第1浄水場の整備のことについてなのですが、この前の建設水道常任委員会で一括発注という入札の仕方、この前ふれあい交流センターの時には分離発注で行われましたけれど、なぜ分離発注かと聞いたらコストを下げためだと、今度の第1浄水場の整備は一括発注の方がやすくあがるのですか。

中川委員

建設省、今の国土交通省は以前から空調関係そういうものについては分離発注をしていくことが望ましいという通例が出ております。県もそういうことに従って、空調部門については分離発注をする方が工事等いろんな関係等についていいのではないかとということで県も指導されております。私どももコストが安いというよりも、関西電力のエコアイスを導入したいということでやってまいったわけです。これから残っています町営住宅、あるいは福祉会館等については空調関係に

町長

については分離することも踏まえてという考えも持っておりますし、今の関係については水道はすでにいろんな議論がございますようにそういう業者等はある程度検査をした中で一括発注した方がいいのではないかとということです。

地元の中小企業を育成する、斑鳩町を活性化につながるために設備はその機械をつくっているところに発注をする。あと土木建築は地元の業者に発注するというのは無理な話ですか。

中川委員 町としてもそういう関係等について県あるいは国が指定する経審点でも採用しながら、そういう点で水道の関係の業者で経審点が1000点以上とか、あるいは建物については1200点以上、水道施設の経験のある業者であるとか、そういうものを考えています。

町 長

町内業者で経審点が1000点以上の業者はいてないですか。

町内にはおられないと思います。

中川委員 奈良県の中で県水と自己水の割合のデータはありますか。参考に見せていただきたいと思うのですが。

町 長

喜多委員 その資料はございますが、県水依存が100%というのは上牧町と香芝市、大和高田市、高取町、明日香村です。

町 長 全部県水に頼ったときに経費的にはどうなるのかということと、また全部県水に頼ったときの濁水時の対応はどうするのか。

喜多委員 参考資料3で県水については145円で有収率をかけますと160円43銭、現在自己水は83円13銭、今回第1浄水場を整備したら減価償却費が若干上がってきます。それから電気代と薬品費が低いと

上下水道
部長

ということで、若干上がりますが100円までにはいかないということで、そうすると1トン当たり60円の差が出てくるということです。

水道料金の収納に関わって、振り替えで納入されている割合はどの程度あるのか。

山本委員

それと監査委員さんもお指摘でありましたし、先ほど部長の答弁でも中にもあったと思うのですが、いわゆる節水をしていただいているのに水道料金を値上げしないといけないということが起こりうるという状況については、皆さんが節水をしている意識というのは2つあると思うのですが、1つは地球環境を考えた節水、もう一つは斑鳩町の水道料金は安くはないですね。そういう意味から節水をしていこうという意識が働くのであろうと思うのです。そういう意味で言えば他の市町村もそういう節水意識をもたらす意識はもちろんあるし、節水の器具もいろいろ普及しているのも同じ条件だと思うのです。他町村との単純な比較はできないと思うのですが、そのあたりで料金の改定についてどう考えておられるのか。

それから、受水槽と鉛管の問題についてどう考えておられるのか。

1点目の水道料金の口座振替分については92%であります。口座振替の推進につきましても申し込み時等に口座振替をするように推進を図っているところです。

上下水道
部長

2点目の料金改定の問題については、ただ単に配水量が減ったから値上げをするということではなく、もう少し料金体系を見直すようなことも含めて検討していかなければと思っています。

鉛管の関係につきましても、新聞等で報道されていますように、当町としても昭和33年頃に主にバス路線等、重量車両の通行する道路に当時の埋設管の占用を取るのに鉛管という条件があったという経過があります。そのことから鉛管の引き込み管が使用されてきました。しかし、今日まで管網整備の機会がある毎に整備をしてまいりました。まだいくらか残っている状態ですが、早急に対応するように進めてい

るところであります。

貯水槽の関係ですけれども、これも水道法の改正が国会に提出されておきまして、10トン未満の管理義務がなかったものを10トン未満の貯水槽にも管理義務が必要となるということで、設置者の管理義務があることに改正されました。これによって10トン未満の小型の貯水槽についても管理義務の責任が言われますので、我々としてもその辺の指導をしていきたいと考えております。

議 長

有収率が過去2年間低下ということで、流量計を交換したと言うことが原因だという説明だったのですが、それは配水池から出すメーターを交換したということで、それが今まで古いメーターできちっといかなかった。それがきちっと出るようになったので低下したんだという説明だったと思うのですが、それもちょっと疑問に思っていたのですが、そしたら今年12年度90.4%に上がったのはなぜですか。メーターを交換する時期がきたのですか。

上下水道
部長

平成10年11年、北部配水池と新配水池の流量計を替えたときに2%、3%有収率が低下した。それはメーターの感度がよくなったということです。正確な配水量がカウントされた。今年度有収率が上がっていますのは、全町的に配水管が漏水しているかという調査をさせていただきました。かなり地下で漏水している個所を発見しまして、即修理にかかったということで、かなり漏水が減ったということです。管117kmの音調調査を専門業者にさせています。その中で漏水があったものが、53件ございました。調査と漏水を修復したことにより改善されたということです。

私はメーターを交換したからどうのこうのというのは、あまりにも短絡的な考えだと思う。やはり漏水調査によって漏水が発見できて、部長の言うとおりに有収率が上がる。これは常識的なことだと思う。メーターを交換したために有収率が低下したという今までの答弁は間違

議 長

っているのではないかと思う。それは1つの要因かもしれませんが、2年間下がったのはものすごく節約したのではないか、そこらの節水をすればやはり出していく分に対しての水量は下がっていくわけです。だから結果として有収率が下がったのではないかなど。料金に響きますから。それとメーターというのは1つの要因であって、でないともメーターが交換したからそういうことが確認できたと先ほども言っておられますが、それはちょっとおかしいと思うのです。今上がったのは確かに漏水検査で漏水箇所を発見して修復したから有収率が上がる、これは当然のことです。過去2年の有収率が下がったのはメーターを交換したためだと、先ほど再確認をしたというような言い方をされたのですが、それは反発できるようなものだと思うのですけれどもどうなのですか。

上下水道
部長

厳密に言いますと、平成10年の4月に北部配水池のメーターを交換しています。その中で4月の有収率が93.1%だったのが、87%に下がっています。議長が言われたようにいろんな要因があると思います。その当時の火災の件数であるとか、配水管事故の件数、それらを全部調査する中で、火災が11年に3件、配水管事故もかなり件数があったことも事実です。これらも要因があると考えておりますが、今回は配水管量も少なかったということもあるとおもいます。

村中委員

先ほど委員の質問の中での分離発注という中で、1000点以上ということをおっしゃいますが、その技術的な施設についてはいろんな経験が必要だと思いますが、土木の方で1000点とかというのは、どういう基準の形の中で決められているのでしょうか。

私が言っているのは一括発注をしていくんだと、それは土木の関係等ございます。その中で土木の経審点と水道の経審点がございまして、やはり水道をやっている業者ということを加味して中でやっていくということでございます。

町 長

たとえば、土木は土木、建築は建築、施設は施設という形でやれないのかという質問だったと思うのですが、あるいは全体を含めて3つを発注できないのかという中での1000点以上というのは何か基準的なものがあったのかという気持ちがしたものですから。

村中委員

一括発注ということで取り組んでいきたいということでございます。

夜間の緊急の体制はどのようにされていますか。

町 長

夜間の勤務態勢でございますが、夜間の宿直はシルバーの方で委託をしております。浄水については24時間の勤務態勢でしております。

喜多委員

それで緊急の場合の対応は不備がないと思っております。

上水道課

か。

長

緊急の場合は、連絡網により電話連絡にて徴集をかけております。

喜多委員

第1浄水場整備の財源内訳を教えてください。

上水道課

国庫支出金で7,333万3,000円、企業債で2億900万円、出資金で2億3,630万円、建設改良積立金で1億5,000万円を使うということです。あと留保資金で約136万7,000円でございます。

長

委員長

上下水道

先ほどの町長答弁で発注について、一括発注ということをおられますね、その中で管理者としては地元業者育成の考えはないのかという点を委員は指摘していると思うのですが、その辺の考え方はど

部長

た、1000点以上の業者が工事をやる場合については斑鳩町の業者を下請け等に加えられるような努力をしていきたいと思えます。

委員長

最後に給水原価構成の中で10%以上のものは人件費、受水費、支払利息、減価償却費、結局これらのどれを絞るかということにかかってくるかと思うのですが、吉川委員から指摘のあったように人件費の問題、入水費の方では自己水と県水との比率、あとは支払利息ですがこれも起債を減らすということは恐らく難しいと思う。さらに今回の整備もありますし、減価償却費も増加するということが考えられます。そういったしますと、給水原価の構成を下げることになりますと、どこができるかと、どこで押さえることができるかという研究になってくると思うのです。その辺は監査委員も指摘しておりますし、そういったところに人件費の面、あるいは受水費の面に集約されてくるのではないかと思うのです。その点で今後値上げが検討しなくていけないという時期が近づいているのであれば、そういう点について検討する必要がある。特に経理において監査委員の見解と実際皆さんが携わっている考え方と一致させるという努力が必要だと思うのです。その点決算をするについて考慮していただきたいと思えます。

これをもって質疑を終結いたしますが、とりまとめのため休憩をさせていただきます。

(午後2時06分)

再開します。(午後3時00分)

休憩中に決算の集約ができましたので、それをご披露申し上げます。

①経理方法と監査委員の指摘点について、監査委員と水道事業事務局との見解を一致させること。

委員長

②経費節減のため、給水原価構成比の比重の高い、1. 人件費、2. 受水費、3. 支払利息について十分研究努力して、料金改定の検討については企業努力に全力を尽くしてもらいたい。

③第1浄水場整備事業については、最新の生物処理技術で安全で美

味しい水を供給する施設にすること。

以上3点であります。

この集約をもとにお諮りしたいと思います。

認定第3号 平成12年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について
当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

異議なしと認めます。よって認定第3号、平成12年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

なお、本日の審査結果の報告につきましては、正副委員長にご一任
いただきたいがご異議ございませんか。

【異議なし】

委員長

ありがとうございます。

それでは閉会に当たり町長から挨拶をいただきます。

あいさつ

これをもちまして閉会いたします。（午後3時5分）

委員長

町長

委員長

